

毛皮製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準

一般社団法人 日本毛皮協会

制定：平成24年3月9日

(目的)

第1条 本自主基準は、毛皮製品に係る有害物質の不使用を定め、より安心・安全な毛皮製品を提供することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本自主基準の対象とする適用範囲は、日本標準商品分類の「分類コード78衣服(履物及び身の回り品を除く。)」 「分類コード79身の回り品」 「分類コード82家庭用繊維製品」の中の毛皮製品とする。ただし、一部の非衣料用途は除く。(793、795～798、821、823～826、828は適用外)

(参考) 日本標準商品分類 (政府統計の総合窓口)

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/htoukeib.do>

(対象物質)

第3条 本自主基準の対象物質は、下記の特特定芳香族アミン(22物質)とする。

CAS 番号	特定アミン
101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン
101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル
92-87-5	ベンジジン
838-88-0	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン
95-80-7	2,4-トルエンジアミン
615-05-4	2,4-ジアミノアニソール
139-65-1	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド
119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン
119-90-4	3,3'-ジメトキシベンジジン
95-53-4	o-トルイジン
90-04-0	o-アニシジン
106-47-8	p-クロロアニリン
120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン
91-59-8	2-ナフチルアミン
137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン
95-69-2	4-クロロ-2-メチルアニリン
101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン
60-09-3	4-アミノアゾベンゼン
91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン
97-56-3	o-アミノアゾトルエン
99-55-8	5-ニトロ-o-トルイジン
92-67-1	4-アミノビフェニル

(製品基準)

第4条 第3条に掲げた特定芳香族アミンそれぞれが、毛皮製品から 30 mg/kg を超えて検出されるアゾ色素（染料、顔料）は、使用してはならない。

(証明方法)

第5条 アゾ基の還元分解分析による。尚、染料メーカー・染色企業等の不使用宣言書等があれば分析は不要とする。

(改廃)

第6条 この基準を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

本自主基準は、理事会の議決のあった日（平成24年3月9日）に制定され、三か月程度の準備期間を経たのちに、運用を開始する。